

## 1 業務名

札幌市防災デジタルプラットフォーム導入業務

## 2 業務の背景及び目的

近年、自然災害が激甚化しており、迅速な意思決定や対応が求められる。札幌市においては令和3年度稼働の「札幌市防災情報システム」にて様々な災害情報を一元的に収集し、迅速な意思決定と市民への情報伝達の支援を行っているが、被害情報等のデータ入力は職員のPCからのみとしており、災害現場からのリアルタイムな状況把握を行っていない。

本業務で構築する「防災デジタルプラットフォーム」は、現在運用している「札幌防災情報システム」と連携し、災害現場の迅速な状況把握や分析を目的とし、①災害現場からの災害情報をPCだけでなくスマートフォンやタブレットから地理空間情報として即時に入力できること、②情報収集や共有項目の分析のため、いくつかのテンプレートアプリをパッケージ化しておくことで発災時に素早く展開できることが望ましい。

なお、災害時には刻一刻と状況が変わるため、パッケージ外で必要となった調査や共有事項に関しては原則、追加の開発をせず設定ベースで職員自ら構築できることが望ましい。

## 3 調達概要

### (1) 契約方法

公募型企画競争（プロポーザル）により選定された契約候補者との随意契約

### (2) 告示日

令和7年6月6日

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

業務内容については、仕様書（別紙1）を参照のこと。

## 5 予算規模

52,000千円程度（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、令和8年4月1日から令和10年3月31日の履行期間で予定している、運用管理業務は42,000千円程度（消費税及び地方消費税を含む）を上限と想定している。

## 6 企画提案に求める事項

- (1) 業務目的を十分に理解し、適正なスケジュールで効果的に業務が進めることが出来る業務実施体制や業務工程となっていること。また、本市の導入に係るスケジュールを理解した内容であること。
- (2) 本システムは発災時に、本市職員のみならず、関係協力業者等も使用することから、操作性は簡易なものとなっていること。また、ダッシュボードについては収集した情報について、地図情報やグラフ等を用いて、市内の状況が視覚的にわかりやすいデザインとなっており、市内の被害状況等が容易に把握できること。
- (3) 災害時には時間を追うごとに現地の状況や、収集・共有する情報が変わることから、入力フォームやダッシュボードについては、追加開発を必要とせず職員の内製による構築を行えることが必要である。そのことからシステム開発に関する知識が乏しいものでも容易にカスタマイズを行えるシステムであること。
- (4) システム運用期間中における運用保守体制に関する考え方が示されていること。
- (5) システム導入のほか、将来的に利用可能な機能の拡張性について提案すること。
- (6) 本提案説明書及び仕様書に参考として記載している、運用管理業務についても含め提案すること。

## 7 参加資格

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「業種」が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。

## 8 参加手続き等に関する日程

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| (1) 企画提案の公募開始       | 令和7年6月9日       |
| (2) 質問書の提出期限        | 令和7年6月20日（正午）※ |
| (3) 質問に対する回答(最終日)   | 令和7年6月24日      |
| (4) 企画提案に係る申出書等提出期限 | 令和7年6月30日（正午）※ |
| (5) 一次審査(書類審査)      | 令和7年7月4日       |
| (6) 二次審査(ヒアリング)     | 令和7年7月10日      |

※受領期限は正午とし、送付の場合は必着のこと。

## 9 申込方法

### (1) 提出書類

正本は、以下のア～キの構成で一式とし、1部提出するとともに、PDFファイル形式の電子媒体（CD又はDVD）を1部提出すること。（書類の提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。）

副本は、以下のイ～カの構成で一式とし、10部提出すること。（書類の提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。）

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はせず、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書（A4縦、1枚、様式1）

イ 業務従事者一覧（A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2）

ウ 参加資格に係る申出書（A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3）

エ 類似業務等実績一覧（A4縦、片面印刷、必要枚数、様式4）

オ 業務体制の概要及び実施方法（A4縦、片面印刷、必要枚数、様式5）

カ 企画提案書（A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由）

キ 業務費内訳書（積算書）（A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由）

※積算根拠がわかるように記載すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

### (2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。持参での提出については、期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時45分から午後5時15分までとする。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所危機管理局危機管理部危機管理課（7階北側）

### (3) 提出期限

令和7年6月30日（月） 正午【必着】

#### (4) 提出書類の入手方法

様式については札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市危機管理局危機管理部危機管理課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp//kikikanri/keiyakujocho/r7keiyaku/bousaidp.html>

#### (5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

##### ア 業務従事者一覧について

- (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。
- (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

##### イ 企画提案書について

- (ア) 企画提案書は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- (イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

## 10 問合せ

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書(様式6)に質問の要旨を簡潔に記入し、契約担当までFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「札幌市防災デジタルプラットフォーム導入業務 質問書」とし、令和7年6月20日(金)正午まで受け付けるものとする。

【FAX】011-218-5115

【送付先電子メールアドレス】kiki\_bosai@city.sapporo.jp

### (2) 質問に対する回答

質問書による質問内容及びその回答は、随時、札幌市公式ホームページにて公開する(質問を行った者の氏名は公表しない)。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp//kikikanri/keiyakujocho/r7keiyaku/bousaidp.html>

## 11 選定方法

「札幌市防災デジタルプラットフォーム」企画競争実施委員会（以下、実施委員会という。）において総合的に審査し、最も優れた企画提案者を入選者として選定する。

### (1) 一次審査

ア 提出書類に基づき、表1に示す評価基準表により、実施委員会委員の評価の合計点が高い順に通過者を決定する。なお、この一次審査の結果は二次審査には持ち越さない。

イ 一次審査においては、最低評価基準点（表1 評価基準表の審査項目ごとに満点の3割かつ、合計で満点の6割）を超えた者を審査対象とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に書面にて通知する。

エ 一次審査の通過者は3者程度とする。なお、提案が3者以下の場合は、一次審査を省略する。

### (2) 二次審査

ア 一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細については別途通知する。なお、札幌市及び企画提案者の所在地の状況により、オンライン形式で実施する場合がある。

イ 出席者は参加意向申出書（様式1）に記載された担当者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1企画提案者あたり50分以内（提案説明20分、質疑応答30分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの実施順については、提案書の提出順とする。

オ 二次審査では、表1の評価基準表に基づき、最低評価基準点（表1 評価基準表の審査項目ごとに満点の3割かつ、合計で満点の6割）を超えた企画提案者を対象として、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い企画提案者を入選者として選定する。

なお、説明は企画提案書を用いて行うこととし、企画提案書に沿ったシステムデモ等がある場合は使用を認める。

カ 企画提案者が1者の場合、二次審査において実施委員会委員の評価の合計点数が最低評価基準点を超えていれば入選者として選定する。

キ 実施委員会による採点が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

ク 二次審査の結果は、確定後速やかに二次審査対象の企画提案者に書面にて通知する。

### (3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務は原則として入選者を契約候補者とし、その手続きに関しては、札幌市契約規則による。

なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、入選者が「7 参加資格」を満たさなくなった場合は、契約しないことがある。入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する。

表1 評価基準表

審査項目	審査の視点	配点
業務遂行能力に関する事	適切な業務履行スケジュールが提案されているか	5
	適切な人員配置がなされているか	5
	他都市での類似システムの導入実績があるか	5
操作性・機能性	現地入力フォームは直感的に入力作業が可能か	15
	ダッシュボードは見やすい表示となっているか	15
	パッケージ化された各種アプリ等を災害発生時に容易に展開可能か	5
カスタマイズ機能	現地入力フォームの新規作成、入力項目修正等カスタマイズが容易に行えるか	15
	ダッシュボードの新規作成、デザイン変更、集計項目の追加・削除及びフィルター方法の追加等カスタマイズが容易に行えるか	15
運用保守	運用期間中における運用保守体制は適切か	5
創意工夫	システムの機能向上及び将来的に活用可能な機能への拡張性を備えているか	15
合計		100

## 12 失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 不正な利益をを図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合

(6) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

### 13 参加資格についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。

### 14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

### 15 著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画提案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### 16 その他

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 企画提案書に会社名が判別出来る情報(ロゴ等)は使用しないこと。

### 17 契約担当

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 7 階北側

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課 佐々木、佐藤

Tel : 011-211-3062 Fax : 011-218-5115

電子メールアドレス : kiki\_bosai@city.sapporo.jp

ホームページ : <http://www.city.sapporo.jp/org/kikikanri/>